

様式 1

事業報告書
(自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 3 1 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団 旭ヶ丘歯科クリニック
 ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
 ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
☐ 出資額限度法人 ☒ その他
 ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
 注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の口を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
- (2) 事務所の所在地 滋賀県東近江市神郷町 9 3 9 番地の 3 9
 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
- (3) 設立認可年月日 平成 6 年 6 月 7 日
- (4) 設立登記年月日 平成 6 年 7 月 1 日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	中村 勇人	管理者
理 事	中村 勝人	
同	中村 意央里	
監 事	平野 聖美	

- 注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第 4 7 条第 1 項参照)
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 4 9 条の 4 参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する、診療所の業務）

種類	施設の名称	医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
歯科 診療所	医療法人社団 旭ヶ丘歯科 クリニック	2530500814	滋賀県東近江市神郷町 939 番地の 39	

注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。

3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考

(4) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和7年 5月27日 令和7年度決算の決定

令和8年 3月31日 令和8年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人社団 旭ヶ丘歯科クリニック

所在地 滋賀県東近江市神郷町 9 3 9 番地の 3 9

※医療法人整理番号 0 0 1 1 7

財 産 目 録
(令和 8 年 3 月 3 1 日現在)

1. 資 産 額	58,440 千円
2. 負 債 額	31,293 千円
3. 純 資 産 額	27,147 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	45,739
B 固 定 資 産	12,700
C 資 産 合 計 (A + B)	58,440
D 負 債 合 計	31,293
E 純 資 産 (C - D)	27,147

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

法人名 医療法人社団 旭ヶ丘歯科クリニック
所在地 滋賀県東近江市神郷 9 3 9 番地の 3 9

※医療法人整理番号 0 0 1 1 7

貸 借 対 照 表
(令和 8 年 3 月 3 1 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	45,739	I 流 動 負 債	9,098
II 固 定 資 産	12,700	II 固 定 負 債	22,195
1 有 形 固 定 資 産	746	負 債 合 計	31,293
2 無 形 固 定 資 産	184	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	11,769	科 目	金 額
		I 資 本 金	23,410
		II 資 本 剰 余 金	0
		III 利 益 剰 余 金	3,736
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	27,147
資 産 合 計	58,440	負 債 ・ 純 資 産 合 計	58,440

法人名 医療法人社団 旭ヶ丘歯科クリニック
所在地 滋賀県東近江市神郷町 9 3 9 番地の 3 9

※医療法人整理番号 0 0 1 1 7

損 益 計 算 書
(自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	47,955
2 事業費用	48,910
本来業務事業損失	△ 956
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業損失	△ 956
II 事業外収益	1,511
III 事業外費用	63
経常利益	492
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	1,445
法人税等	187
当期純利益	1,258

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 旭ヶ丘歯科クリニック
理事長 中村 勇人 殿

私は、医療法人社団 旭ヶ丘歯科クリニックの令和7会計年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和8年 5月29日
医療法人社団 旭ヶ丘歯科クリニック
監事 平野 聖美